

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年1月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金28,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年10月26日

(2) 事故発生場所

鳥取市安長地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、公務のため普通特種自

動車（パトカー）を運転中、右折車線に車線変更した際、路外駐車場から道路に左折進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。